

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 収集運搬業

許可申請の手引き

(新規申請・更新申請・変更申請)

那覇市 環境部 廃棄物対策課

平成29年10月

目 次

はじめに

1 産業廃棄物の処理について（フロー図）	1
----------------------	---

産業廃棄物収集運搬業の許可申請等について

1 許可の種類	2
2 許可の有効期限	2
3 申請受付場所	2
4 申請手数料	3
5 (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可の流れ	3
6 各種届出	6
7 申請書及び届出書の作成について	7

産業廃棄物収集運搬業許可申請・届出書リスト

1 産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類リスト	8
2 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類リスト	11
3 (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業変更(廃止)届出書類リスト	14

産業廃棄物収集運搬業許可申請書の作成要領

1 申請書様式の記入要領	16
2 添付書類の作成要領等	16
3 添付書類を省略することができる場合	22

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書の作成要領

1 全般的な事項	24
2 申請書様式の記入要領	24
3 添付書類の作成要領等	24

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業変更届出書の作成要領

1 届出様式の記入要領	27
2 添付書類の作成要領等	27
3 注意事項	27

各種記載例

1 産業廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第六号）の記載例	28
2 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十号）の記載例	30
3 産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書（様式第十一号）の記載例	31
4 事業計画の概要を記載した書類の記載例	33

参考事項

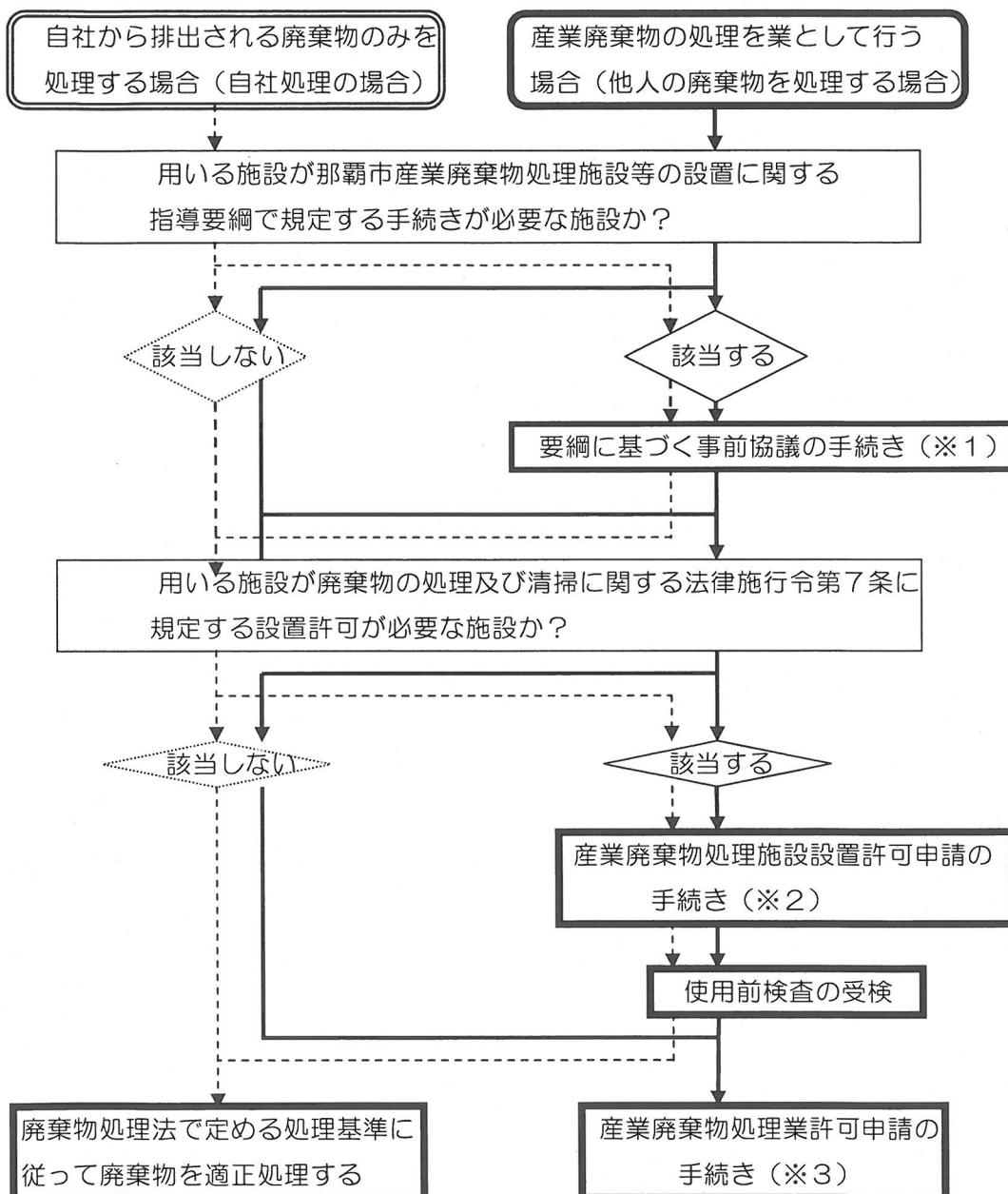
1 各種公的書類の交付場所について	38
2 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）について	38
3 特定有害産業廃棄物について	39
4 産業廃棄物処理業の許可番号について	40
5 産業廃棄物の適正処理	41

はじめに

1 産業廃棄物の処理について（フロー図）

産業廃棄物の処理を行う際には、次のフロー図に従って行う必要がありますので、処理の方
法に応じて、必要な手続きを行って下さい。

なお、産業廃棄物の「処理」とは「収集運搬」及び「処分（中間処理、最終処分）」を行
うことを指します。



※1) 詳しくは、「那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」を御覧下さい。

※2) 詳しくは、「廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請の手引き」を御覧下さい。

※3) 詳しくは、許可を受けようとする業の種類に応じて、「廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集
運搬業許可申請の手引き」又は「廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可申請の手引き」を御覧
下さい。

産業廃棄物収集運搬業の許可申請等について

那覇市内を含み沖縄県全域で産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、沖縄県知事の許可を受ければ、那覇市内でも収集運搬を行うことができます。ただし、①那覇市内のみで産業廃棄物の収集運搬を行う場合、②那覇市内で積替え保管を行う場合には、那覇市長の許可を受ける必要があります。

1. 許可の種類

産業廃棄物収集運搬業の許可の種類

①産業廃棄物収集運搬業

特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物を収集し、中間処理施設又は最終処分場まで運搬する業務。

②特別管理産業廃棄物収集運搬業

特別管理産業廃棄物を収集し、中間処理施設又は最終処分場まで運搬する業務。特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物を取り扱うことはできません。

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請

許可取得後、事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類 又は 積替え保管の有無）を変更するときには、あらかじめ変更許可を受ける必要があります。

なお、事業の範囲を一部廃止する場合（取り扱う産業廃棄物の種類の減、積替え保管の廃止等）は、変更届出（p6 参照）の提出となります。

2. 許可の有効期限

産業廃棄物収集運搬業の許可の有効期間は、5年間（優良認定の場合は7年間）です。期間満了後も業を行う場合には、許可の更新が必要です。許可の更新を申請する場合は、許可有効期限日の2ヶ月程度前を目途に申請を行うようにしてください。

許可の有効期限を過ぎた場合は、許可の更新申請は受理できません。（新規申請が必要になりますので、注意してください。）

3. 申請受付窓口

那覇市 環境部 廃棄物対策課

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎7階）

電話番号 098-951-3231 FAX 098-951-3230

*申請の際には、事前に連絡の上、ご来庁ください。

4.申請手数料

(1) 手数料

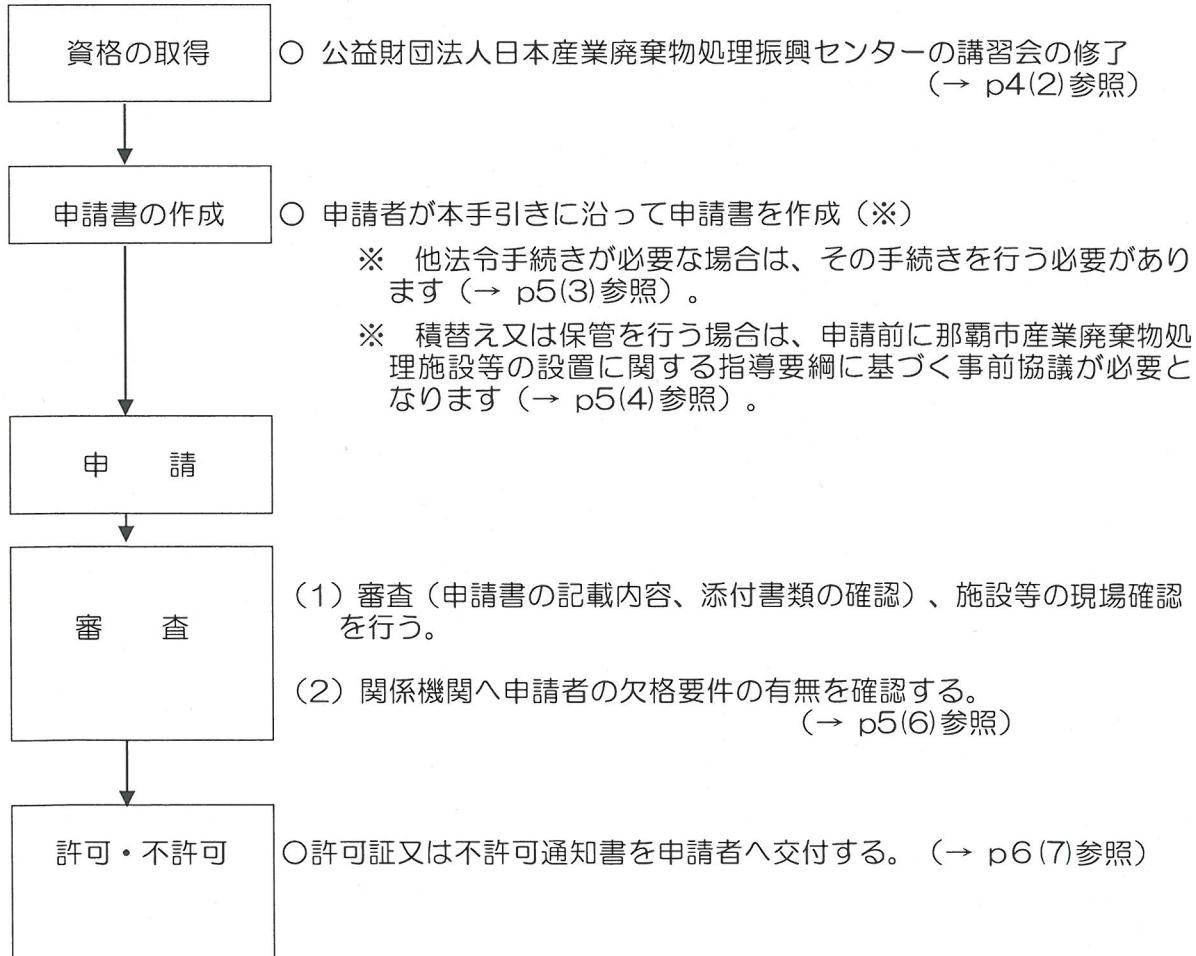
許可申請の種類	申請手数料の額(円)	
産業廃棄物収集運搬業	新規許可	81,000
	更新許可	73,000
	変更許可	71,000
特別管理産業廃棄物収集運搬業	新規許可	81,000
	更新許可	74,000
	変更許可	72,000

(2) 納付方法

申請手数料は、所定の納付通知書にて申請当日に府内の銀行で納付していただきますので、現金をご用意ください。なお、申請手数料は、申請書の受理後、不許可や申請取り下げの場合でも返還できません。

5. (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可手続の流れ

(1) 手続きの流れ



(2) 講習会の受講について

ア 廃棄物処理業の申請にあたっては、その業の種類に応じた講習会を受講し、修了する必要があります。

講習会の「受講の手引き」の配布、受講の申し込みは、(一社)沖縄県産業廃棄物協会で受け付けておりますので、詳細は同協会に問い合わせてください。

なお、講習会修了者は、次の者である必要があります。

○法人の場合：「代表者」、「役員」、「使用人（※）」のうち、いずれかの者
○個人の場合：「申請者」、「使用人（※）」のうち、いずれかの者

※ 「使用人」とは、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者であるものです

① 本店又は支店の代表者

② ①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、産業廃棄物処理業についての契約締結権限を有する者を置くもの。

○公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

住所：〒103-0084 東京都千代田区二番町3番地 麻町スクエア7階

電話：03-5275-7111（代表）、03-5275-7115（教育研修部）

FAX：03-5275-7112（代表）

○一般社団法人 沖縄県産業廃棄物協会

住所：〒901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館6階

電話：098-878-9360 FAX：098-878-9361

イ 申請の種類に応じて、必要となる講習会の種類は次のとおりです。

申請の種類	講習会の種類		産業廃棄物処理業 講習会（収集運搬過程）		特別管理産業廃棄物処理 業講習会（収集運搬過程）		
	新規過程 ※1	更新過程 ※1	新規過程 ※1	更新過程 ※1	新規過程 ※1	更新過程 ※1	
産業廃棄物収集運搬業	新規許可	○	×	※2	○	×	※2
	更新許可	○	○		○	○	
	変更許可	○	○		○	○	
特別管理 産業廃棄物収集運搬業	新規許可	×	×		○	×	
	更新許可	×	×		○	○	
	変更許可	×	×		○	○	

※1 講習会修了証の有効期限は、新規過程の講習会の場合は5年間、更新過程の講習会の場合は2年間です。

※2 申請者が既に他の自治体で産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有している場合、更新の修了証でも差し支えありません。

(3) 他法令手続きについて

申請にあたり、環境関連法規及び、環境関連法規以外の他法令（都市計画法、建築基準法、農地法、農業振興法等）に係る規制の有無を、当該他法令を所管する機関に確認し、規制を受けている場合には、当該手続きを行うようにして下さい。

また、積替え保管場所を新たに設置する場合は、申請書に様式1-1を添付して下さい。

(4) 産業廃棄物処理施設等の設置に関する事前協議について

積替え保管施設を設置するにあたっては那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に基づく事前協議が必要となります。ただし、工業地域など設置場所によっては、事前協議が不要となります。詳しくは、同要綱を御覧下さい。

(URL : <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=71&id=17538&page=1>)

(5) 優良産廃処理業者認定制度について

産業廃棄物処理業の実施に關し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定する優良産廃処理業者認定制度があります。詳しくは、環境省ホームページをご覧下さい。

(URL : <http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>)

(6) 審査について

審査の標準作業期間は申請書受理後44日（積替え保管施設を含む場合は、54日）です。審査の結果、申請内容に誤りや書類の不足等がある場合は、書類の修正や追加提出をお願いすることになります。なお、補正に要する期間、土日祝日等は、標準処理期間に含まれません。

また、審査にあたっては、次の事項を確認します。

※

ア 施設基準等

現場確認又は書類審査により、処理計画や処理施設等が基準に適合しているか審査します。廃棄物処理法で定める許可基準に適合しない場合は不許可となりますので、事業内容（処理施設、処理方法等）が、基準に適合するよう計画してください。

イ 欠格要件

審査では、許可基準である欠格要件への該当の有無を確認するため、県警察本部や地方検察庁、本籍市町村に対し、申請者、役員、未成年者の法定代理人（法定代理人が法人である場合には、法人及び役員）、出資者、使用人の犯罪歴等の照会を行いますので、ご了解下さい。

また、これらの者に、暴力団員であるなどの欠格要件に該当する者がいる場合、不許可となります。添付書類の「申請者（役員・使用人含む）が欠格要件に該当しない旨の誓約書」（様式第六号の二 第10面）を作成する際によくご確認の上、誤りのないように申請してください。

ウ 経理的基礎

産業廃棄物処理業の許可については、事業を的確にかつ継続して行うことのできる経理的基礎を有していることが許可基準として定められています。そのため、経営状況が債務超過に陥っている場合等については、不許可となる場合があります。

(7) 許可証について

ア 許可証の交付

許可決定後、当課窓口で手渡しいたします。郵送を希望する場合は、あらかじめ申請の際に、送付先を記入したレターパック等を提出してください。

イ 許可証の取扱い

- ① 許可証は事務所等の見やすい場所に掲示して下さい。
- ② 許可証を他人に譲渡したり、貸与することはできません。
- ③ 新たな許可証の交付、廃業等の理由によって不要となった許可証は、速やかに返納して下さい。

ウ 取り扱うことができる産業廃棄物

産業廃棄物処理業において、取り扱うことができる産業廃棄物の種類は、許可証に記載されている種類に限定されます。それ以外の産業廃棄物を取り扱うことはできません。

6.各種届出

① 変更届出及び廃止届出

許可取得後、次の廃止・変更をしたときは、廃止・変更の日から 10 日以内（登記事項証明書の添付を要する場合は、30 日以内）にその旨を市長に届け出なければなりません。p14-15 を参考に届出書を作成して下さい。

○事業の全部又は一部を廃止したとき

○次の事項を変更したとき

- ・住所、氏名又は名称、法定代理人、役員、出資者、使用人
- ・事務所及び事業場の所在地、用いる施設の設置場所、構造、規模等
- ・積替え保管場所に関する事項（所在地、面積、積替え保管する産業廃棄物の種類、保管上限、保管の最高高さ）

《注意事項》

那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱で定める変更（積替え保管場所の増設、積替え保管する産業廃棄物の追加等）を行う場合、変更前に要綱に基づく事前協議を行う必要があります。詳しくは、同要綱を御覧下さい。

(URL : <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=71&id=17538&page=1>)

②特定欠格要件該当届出

廃棄物処理法に違反し罰金刑を受けた場合など、欠格条項に該当するに至ったときは、該当した日から 2 週間以内にその旨を市長に届け出なければなりません。

7.申請書及び届出書の作成について

ア 申請書及び届出書には、廃棄物処理法で定める様式を用いて下さい。また、添付書類については、原則、本手引きで示した様式を用いて下さい。
なお、行政書士等に委任される場合は、委任状を提出してください。

イ 申請書類は次の順番で綴って下さい。

- ①申請書
- ②申請手数料（納付通知書により納めたことを証する領収書の写し）
※ 変更届出又は廃業届出の場合、申請手数料は不要です。
- ③廃棄物処理法で定める添付書類（書類リストの順番で綴ること）

ウ 申請書及び届出書への添付書類は、以下の添付書類リストを活用して、書類に不足のないよう確認してください。

- 産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類リスト → p8-10
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類リスト → p11-13
- （特別管理）産業廃棄物収集運搬業変更（廃止）届出書類リスト → p14-15

エ 申請書及び届出書の提出部数

1部提出してください。（控えが必要な方は、控え用1部追加）

産業廃棄物収集運搬業の許可申請・届出書リスト

1. 産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類リスト No.1

書類リスト	作成要領等
<p>1 産業廃棄物収集運搬業許可申請書 <input type="checkbox"/>新規許可申請又は更新許可申請の場合 → 様式第六号 <input type="checkbox"/>変更許可申請の場合 → 様式第十号</p>	<input type="checkbox"/> • p16、記載例参照
<p>2 事業計画に関する書類 ①事業計画の概要（様式第六号の二 第1,2,4,5面） [積替保管を行う場合] ②積替保管を行う理由（様式第六号の二 第3-1面） ③積替え保管の具体的な内容（様式第六号の二 第3-2面） ④保管量と搬出量を比較（様式第六号の二 第3-3面） ⑤他法令に係る調整経過を記した書類（様式1-1） ⑥事前協議終了通知書</p>	<input type="checkbox"/> • p16-18、記載例参照 <input type="checkbox"/> • <input type="checkbox"/> ※更新許可申請又は変更許可申請の場合、①⑤⑥について内容に変更がなければ、添付する必要はありません（p23参照）。
<p>3 用いる施設の構造等に関する書類 ①運搬車両の写真（様式第六号の二 第6面） ②運搬容器等の写真（様式第六号の二 第7面） ③駐車場の平面図 ④駐車場付近の見取図 ⑤駐車場付近の公図 [積替保管を行う場合] ⑥平面図 ⑦立面図 ⑧断面図 ⑨構造図 ⑩設計計算書 ⑪付近の見取図 ⑫公図</p>	<input type="checkbox"/> • p18-19参照 <input type="checkbox"/> ※使用する車両に係る①～⑤については、車両の写真を添付してください。 <input type="checkbox"/> ※更新許可申請又は変更許可申請の場合、内容に変更がなければ、添付する必要はありません。（p23参照）
<p>4 施設の所有権・使用権原を証明する書類 ①駐車場、積替え保管場所等の所有権・使用権原を証明する書類 [自己所有の場合] <input type="checkbox"/> 土地の登記簿謄本（施設が建物の場合は建物の登記簿謄本） [他者から借りている場合] <input type="checkbox"/> 土地の登記簿謄本（施設が建物の場合は建物の登記簿謄本） <input type="checkbox"/> 貸貸借契約書等 ※土地の地目が畠や田の場合、非農地証明書或いは農地転用申請書の鑑を添付してください。 ②使用する車両（全車両）の自動車検査証の写し ③使用する船舶の所有権・使用権原を証明する書類（次のいずれかを添付すること） <input type="checkbox"/> 船舶検査証書及び船舶国籍証書 <input type="checkbox"/> 裸傭船契約書 <input type="checkbox"/> 裸傭船契約書に準じた傭船契約書</p>	<input type="checkbox"/> • p19-20参照 <input type="checkbox"/> ※更新許可申請又は変更許可申請の場合、内容に変更がなければ、添付する必要はありません。 なお、更新許可申請の場合であって、土地を貸貸借している場合は、土地に関する使用権原等を証する書類は省略することはできません。
<p>5 技術的能力を説明する書類 <input type="checkbox"/> 講習会修了証の写し</p>	<input type="checkbox"/> • p4、20参照
<p>6 事業の開始に要する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類（様式第六号の二 第8面）</p>	<input type="checkbox"/> • p20参照

（次ページに続く）

産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類リスト No.2

書類リスト	作成要領等
<p>7 経理的基礎に関する書類 (法人の場合)</p> <p>①貸借対照表（直前3年間） ②損益計算書（直前3年間） ④株主資本等変動計算書（直前3年間） ④個別注記表（直前3年間） ⑤直前3年間の法人税の納税証明書</p> <p>（個人の場合）</p> <p>①資産に関する調書（様式第六号の二 第9面） ②直前3年間の所得税の納税証明書（その1） ③所得を確認する書類（源泉徴収票の写し、所得証明書等）*</p>	<ul style="list-style-type: none"> • p20-21参照 • 納税証明書については、「納税証明書（その1）」（納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明）を添付して下さい。 <p>（個人の場合）</p> <p>*③については、納税証明書にて納付すべき額が確認できないなどの場合に添付して下さい。</p>
<p>8 申請者に関する書類 (法人の場合)</p> <p>①定款又は寄附行為の写し ②履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本）</p> <p>（個人の場合）</p> <p>①住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • p21、22参照 ※住民票は本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを添付して下さい（以下同じ）。 <p>※登記事項証明書の氏名、生年月日、住所、本籍の記載は住民票の記載とあわせてください（以下同じ）。</p>
<p>9 申請者（役員・使用人を含む）が欠格要件に該当しない旨の誓約書 □ (様式第六号の二 第10面)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • p22参照
<p>10 法人役員に関する書類</p> <p>①役員（監査役等を含む）の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②役員の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）</p>	<p>※申請者が法人である場合のみ添付して下さい。</p>
<p>11 法定代理人に関する書類 (法人の場合)</p> <p>①法定代理人である法人の履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本） ②法定代理人である法人役員の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ③法定代理人である法人役員の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）</p> <p>（個人の場合）</p> <p>①法定代理人の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②法定代理人の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）</p>	<p>※申請者が未成年者である場合のみ添付して下さい。</p>

産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類リスト No.3

書類リスト	作成要領等
12 出資者等に関する書類 (出資者が個人の場合) ①出資者の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②出資者の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） ③出資者が確認できる議事録の写し等 (出資者が法人の場合) ④出資者の履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本）	※申請者が法人である場合のみ添付して下さい。 ※出資者等とは、株主又は出資者のうち、株式総数又は出資額の5%以上を有するものを指します
13 使用人に関する書類 ①使用人の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②使用人の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） ③使用人が令第6条の10に該当することを証する書類（様式1－5）	※申請者に使用人がいる場合のみ添付して下さい
14 優良事業者（個人の場合： <u>2の①</u> の書類、法人の場合： <u>2の①、7</u> の書類、「定款又は寄附行為の写し」は省略可能）	• p22参照
15 有価証券報告書（添付した場合、 <u>7、8</u> の書類は省略可能）	• p22参照
16 先行許可証（添付した場合、申請者が法人の場合は <u>9～13</u> の書類、申請者が個人の場合は <u>8～13</u> の書類を省略可能）	• p22、23参照
17 直近で交付された許可証の写し	※更新許可申請又は変更許可申請時のみ添付して下さい。

2.特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類リスト No.1

特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類リスト No.2

書類リスト	作成要領等
5 技術的能力を説明する書類 ①講習会修了証の写し ②PCB廃棄物収集運搬業作業従事者講習会修了証の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> • p4、20、26参照 ※②はPCBを取り扱う場合のみ添付して下さい。
6 事業の開始に要する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類（様式第六号の二 第8面）	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> • p20参照
7 経理的基礎に関する書類 (法人の場合) ①貸借対照表（直前3年間） ②損益計算書（直前3年間） ③株主資本等変動計算書（直前3年間） ④個別注記表（直前3年間） ⑤直前3年間の法人税の納税証明書 (個人の場合) ①資産に関する調査（様式第六号の二 第9面） ②直前3年間の所得税の納税証明書（その1） ③所得を確認する書類（源泉徴収票の写し、所得証明書等）*	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> • p20-21参照 ・納税証明書については、「納税証明書（その1）」した税額及び未納税額等の証明)を添付して下さい (個人の場合) *③については、納税証明書にて納付すべき額が確認できないなどの場合に添付して下さい。
8 申請者に関する書類 (法人の場合) ①定款又は寄附行為の写し ②履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本） (個人の場合) ①住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> • p21、22参照 ※住民票は本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを添付してください（以下同じ）。 ※登記事項証明書の氏名、生年月日、住所、本籍の記載は住民票の記載とあわせてください（以下同じ）。
9 申請者（役員・使用人を含む）が次格要件に該当しない旨の誓約書（様式第六号の二 第10面）	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> • p22参照
10 法人役員に関する書類 ①役員（監査役等を含む）の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②役員の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ※申請者が法人の場合のみ添付して下さい。
11 法定代理人に関する書類 (法人の場合) ①法定代理人である法人の履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本） ②法定代理人である法人役員の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ③法定代理人である法人役員の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） (個人の場合) ①法定代理人の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②法定代理人の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ※申請者が未成年者である場合のみ添付して下さい。

特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類リスト No3

書類リスト	作成要領等
12 出資者等に関する書類 (出資者が個人の場合) ①出資者の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②出資者の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） (出資者が法人の場合) ①出資者の履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
13 使用人に関する書類 ①使用人の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②使用人の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） ③使用人が令第6条の10に該当することを証する書類（様式1－5）	※申請者に使用人がいる場合のみ添付して下さい
14 優良事業者（個人の場合は2の①の書類、法人の場合は2の①、7の書類、「定款又は寄附行為の写し」は省略可能）	• p22参照
15 有価証券報告書（添付した場合、7、8の書類を省略可能）	• p22参照
16 先行許可証（添付した場合、申請者が法人の場合は9～13の書類、申請者が個人の場合は8～13の書類を省略可能）	• p22、23参照
17 直近で交付された許可証の写し	• ※更新許可申請又は変更許可申請時のみ添付して下さい。

3. (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業変更(廃止)届出書類リスト No.1

書類リスト	備考
1 変更・廃止届出書 ○産業廃棄物収集運搬業者 の場合 → 産業廃棄物処理業変更届出書（様式第十一号） ○特別管理産業廃棄物収集運搬業者 の場合 → 特別管理産業廃棄物処理業変更届出書（様式第十七号）	<input type="checkbox"/> • 変更又は廃止のあった日から10日以内（登記事項証明書の添付を要する場合は、30日以内）に提出して下さい。
2 直近で交付された許可証の写し	<input type="checkbox"/>
3 変更内容に応じた添付書類（次の表に掲げる書類）	<input type="checkbox"/>

○変更内容に伴い必要となる書類一覧

変更内容	必要書類
○住所、氏名又は名称の変更 ※登記事項証明書の氏名、生年月日、住所、本籍の記載は住民票の記載とあわせてください（以下同じ）。※住民票は本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの（以下同じ）。	(届出者が法人の場合) ①定款又は寄附行為の写し <input type="checkbox"/> ②履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本） <input type="checkbox"/> (届出者が個人の場合) ①住民票抄本（本籍地記載のあるもの） <input type="checkbox"/> ②登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） <input type="checkbox"/>
○事業の用に供する施設（運搬容器を除く）、施設の設置場所、施設の構造又は規模の変更 又は ○積替え保管場所の所在地、面積、積替え保管を行う産業廃棄物の種類、保管上限又は保管高さの変更	①用いる施設の構造等に関する書類 → p8又は11に記載した各種許可申請書リストの「3 用いる施設の構造等に関する書類」に掲げる書類等参照 ②施設の所有権・使用権原を証明する書類 → p8又は11に記載した各種許可申請書リストの「4 施設の所有権原・使用権原を証明する書類」に掲げる書類等参照 ③施設の変更に伴い事業計画に変更がある場合にあっては、事業計画の概要を記載した書類（様式第六号の二 第1、2面） → p8又は11に記載した各種許可申請書リストの「2 事業計画に関する書類」に掲げる書類等参照 ④積替え保管に係る変更の場合にあっては、p9又はp12の「2 事業計画に関する書類」の〔積替保管を行う場合〕に掲げる書類 ⑤積替保管場所を新たに設置する場合にあっては、他法令に係る調整経過を記した書類（様式1-1）
○役員の変更	①住民票抄本（本籍地記載のあるもの。） ②登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） ③届出者（法人）の履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本）又はその他役員の変更があったことを証する書類 ④申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書（様式第六号の二 第10面） ※ ①②の書類については、新たに役員が加わった場合にのみ添付して下さい。

※ 必要書類の作成要領等については、（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可申請書の作成要領を参考にして下さい。

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業変更(廃止)届出書類リスト No.2

変更内容	必要書類
○法定代理人の変更	<p>(法人の場合)</p> <p>①法定代理人である法人の履歴事項全部証明書(旧:商業登記簿謄本) <input type="checkbox"/></p> <p>②法定代理人である法人役員の住民票抄本(本籍地記載のあるもの) <input type="checkbox"/></p> <p>③法定代理人である法人役員の登記事項証明書(被後見人等が登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/></p> <p>(個人の場合)</p> <p>①法定代理人の住民票抄本(本籍地記載のあるもの) <input type="checkbox"/></p> <p>②法定代理人の登記事項証明書(被後見人等が登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/></p>
○出資者等の変更 ※ 出資者等とは、株主又は出資者のうち、株式総数又は出資額の5%以上を有する者のことです。	<p>(出資者が法人の場合)</p> <p>①出資者等の履歴事項全部証明書(旧:商業登記簿謄本) <input type="checkbox"/></p> <p>②出資者の変更が確認できる書類(株主総会議事録、法人税申告書一式(税務署受取済みのもの)の写し等) <input type="checkbox"/></p> <p>(出資者が個人の場合)</p> <p>①住民票抄本(本籍地記載のあるもの) <input type="checkbox"/></p> <p>②登記事項証明書(被後見人等が登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/></p> <p>③出資者の変更が確認できる書類(株主総会議事録、法人税申告書一式の写し等) ※ 上記の添付書類については、新たに出資者等が加わった場合にのみ提出して下さい(既存の出資者等について、上記の添付書類を提出する必要はありません。)。</p>
○使用人の変更	<p>①住民票抄本(本籍地記載のあるもの。外国人にあっては、<input type="checkbox"/>外国人登録証明書)</p> <p>②登記事項証明書(被後見人等が登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/></p> <p>③申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書(様式第六号の二 第10面) <input type="checkbox"/></p> <p>④使用人が令第6条の10に該当することを証する書類(様式1-5) <input type="checkbox"/></p>
○事務所及び事業場の所在地の変更	<p>①変更後の事務所及び事業場の付近の見取り図 <input type="checkbox"/></p> <p>②施設の所有権・使用権源を証明する書類(事業場変更のみ) → p8又は11に記載した各種許可申請書リストの「4 施設の所有権源・使用権限を証明する書類」に掲げる書類等参照</p>
○那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱で定める変更	○事前協議終了通知書 <input type="checkbox"/>
○事業の廃止の場合	○廃止する(特別管理)産業廃棄物処理業に係る許可証 <input type="checkbox"/>

※ 必要書類の作成要領等については、(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可申請書の作成要領を参考にして下さい。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書の作成要領

1 申請書様式の記入要領

- ア 新規許可申請又は更新許可申請の場合は、「産業廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第六号）」を用いて、当該申請書の記載例（p28-30）を参考に記載して下さい。
- イ 変更許可申請の場合は、「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十号）」を用いて、当該申請書の記載例（p31）を参考に記載して下さい。
- ウ 事業の範囲に記載する産業廃棄物の種類は次のとおりです。

【産業廃棄物の種類】

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨纖維くず、⑩動植物性残さ、⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑮鉱さい、⑯がれき類、⑰動物のふん尿、⑲動物の死体、⑲ばいじん、⑳産業廃棄物の処理物（第13号廃棄物）

※廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を取り扱う場合は、当該廃棄物の種類ごとに、石綿含有産業廃棄物を「含む」又は「含まない」旨を明記してください。

※ばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さい、廃酸、廃アルカリを取り扱う場合は、当該廃棄物の種類ごとに、水銀含有ばいじん等を「含む」又は「含まない」旨を明記してください。

取り扱う産業廃棄物の種類に関わらず、水銀使用製品産業廃棄物を「含む」又は「含まない」旨を明記してください。

平成29年10月1日以降に発行する許可証には、取り扱う廃棄物の種類に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を、「含む」又は「含まない」旨を明記します（ただし、住所変更等の変更届出に伴う許可書の書換の場合を除く）。

※石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を取り扱わない旨の許可業者が、その後当該廃棄物を取り扱う場合には、変更許可が必要となります。

2 添付書類の作成要領等

(1) 事業計画の概要を記載した書類（様式第六号の二 第1、2面）

事業計画の内容（具体的な処理方法、環境保全措置等）については、産業廃棄物処理基準に適合するように検討して下さい。また、収集又は運搬に使用する施設（駐車場、車両、船舶、積替え保管施設等）は、産業廃棄物収集運搬業の許可基準に適合するものであることが必要です。

そのことを踏まえ、各項目については、「事業計画の概要を記載した書類（記載例）」（p34-37）を参考に記載して下さい。

(2) 積替え保管関連書類

収集運搬業の申請において積替え保管を行う場合には、次の書類を添付して下さい。

- ア 積替保管必要理由書（様式第六号の二 第3-1面）
- イ 積替保管の具体的な内容（様式第六号の二 第3-2面）

ウ 保管量と搬出量の比較（様式第六号の二 第3-3面）

エ 他法令に係る調整経過を記した書類（様式1-1）

… 積替保管施設の設置予定場所の土地について、環境関連法規及び、環境関連法規以外の他法令（都市計画法、建築基準法、農地法、農業振興法等）に係る規制の有無を、当該他法令を所管する機関に確認し、規制を受けている場合には、当該機関からの使用許可等もしくはその見通し（申請書の受理等）を記した書類を添付して下さい。

オ 事前協議終了通知書

… 積替え保管施設を設置するにあたっては、那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に基づく事前協議を行う必要があります。詳しくは、同要綱を御覧下さい。

※ 記載方法については、様式記載例及び以下の事項を参考にして下さい。

a) 積替保管必要理由書（様式第六号の二 第3-1面）

当該理由書には、次を参考にして、積替え保管が必要な理由を具体的に記載して下さい。

①分別・再生利用目的の保管の場合の理由

- i) 排出事業者もしくは排出事業者の事業場内での分別が不可能、もしくは困難である理由、保管場所を設ける利点を、「必要理由書」に具体的に明記すること。
- ii) 元の廃棄物の内容と、分別した廃棄物の品目ごとに、処分の形態（管理型・安定型・再利用等）を事業計画に記載すること。

②小規模事業所からの収集／処分場輸送までの一時保管の場合の理由

- i) 排出事業者の小規模事業所への大型車両の搬出入が困難であることを前提とし、その状況を詳しく「必要理由書」に記載すること。

③島外・県外輸送、海外輸出のための保管の場合の理由

- i) 島外・県外輸送、海外輸出後の現地での処理・再利用の内容と、県内処理と比較した排出事業者の経済的利点を具体的に数字を挙げて記載すること。

その際には通常市場価格とされている輸送費・処理費等を提示し、それとの比較を行うこと。

- ii) 特に海外への輸出の場合は、「必要理由書」に輸出実績の有無、経済産業省及び環境省との事前相談・確認を行っていることを必ず記載すること。

b) 積替保管の具体的な内容（様式第六号の二 第3-2面）

①種類ごとの保管量等

保管する産業廃棄物の種類ごとに、保管面積(m²)、高さ(m)、保管量（重量(t)及び体積(m³)）を記載すること。単位はカッコ内のものを使用し、小数点以下1桁まで示すこと。

機械、分別前の混合廃棄物等、複数の種類から構成される産業廃棄物を保管する場合は、性状等も合わせて具体的に記載すること。

②保管量の算定根拠

上記の保管量等の算定根拠（次の計算式を参照）を記載すること。塀に接する保管の場合は、廃棄物処理法施行令に準じて計算すること。なお、面積等の自動計算ソフトなどを用いてコンピューターで計算した場合は、その旨を明記すること。

《計算式》

高さ = 各保管品目ごとの保管場所の縦横のうち最も短い辺 × 1/4

※式中の1/4とは50%勾配（施行規則第1条の6）を表します。

※耐久力のある壁に接する場合は、壁に接している箇所のみ壁の高さから 0.5m

下げる高さを、壁から 2m の範囲まで上限とすることができます。

体積 = 縦 × 横 × 高さ × 1/3

※式中の1/3：四角錐（ピラミッド型）の体積を求める場合

③申請者の保管量と搬出量の比較（様式第六号の二 第3-3面）

廃棄物処理法上、積替え保管における保管量の上限は、平均的な搬出量の7日分以下とされているため、下記の計算式に合致するよう計画して記載すること

《計算式》

全品目の保管量（t） ≤ 搬出量（t）

搬出量 = 車輌等の積載能力_(※1) × 搬出先_(※2)への往復可能回数 × 7

※1) 車検証の「最大積載量」等

※2) 中間処理業者又は最終処分業者

注1) 搬出量は、自社所有の車輌等輸送手段の積載能力により積算することとし、保管場所からの搬出予定となる他の収集運搬業者の搬出量を採用しないこと。

注2) 船舶については、傭船契約により自社船舶と同様、収集運搬業者が運搬について責任を負うことができる場合のみ、搬出量として採用すること。

注3) 更新許可申請の場合は、前月に搬出した量の実績値（t）を前月日数で割った数字を、上記式の搬出量とすること。詳しくは、様式第六号の二 第3-1面の記載例を参考にすること。

(3) 用いる施設の構造等に係る書類

ア 運搬車両の写真（様式第六号の二 第6面）、運搬容器の写真（様式第六号の二 第7面）、駐車場の平面図、駐車場付近の見取り図、公図を添付して下さい。

運搬車両や運搬容器については、図面の代わりに写真やカタログ等を添付することも可能です。

《注意事項》

○ 運搬車両の写真については、車両の前面と側面を撮影して下さい。また、車両前面の写真では、ナンバープレートが確認できるように撮影し。車両側面の写真では、車両全体と名称等の車体の表示が確認できるように撮影して下さい。既に処理業の許可を有する申請者の場合には、産業廃棄物収集運搬車、氏名又は名称、固有番号（許可番号下6桁）を表示した状態で撮影して下さい。

○ 付近の見取り図（住宅地図の写し等）については、周囲の広い範囲が確認できる縮尺が大きなもの（縮尺 2万5千分の1程度のもの）と、周辺の住宅・病院等との距離が確認できる縮尺が小さなものの（縮尺 5千分の1程度のもの）を添付して下さい。周辺に住宅・病院等がなければ公図との兼用でも構いません。

イ 積替え保管施設の構造等に係る図面等については、次のとおりとして下さい。

○ 積替え保管施設の平面図・構造図等については、産業廃棄物の種類ごとに、保管する場所の面積、保管容量（算定根拠も含む）、積み上げ高さが分かる図面として下さい。また、許可基準に適合することが判断できる図面として下さい。

(例) 燃え殻の積替え保管施設の場合、燃え殻に雨水等が混入しないように建屋でドラム缶に入れて保管することとなっているかが分かる図面。

- 積替え保管施設の写真については、施設の全景、建物内部を撮影して下さい。
- 保管容器等の写真については、保管容器等の全体が写るように撮影して下さい。
- 付近の見取り図（住宅地図の写し等）については、周囲の広い範囲が確認できる縮尺が大きなもの（縮尺 2万5千分の1程度のもの）と、周辺の住宅・病院等との距離が確認できる縮尺が小さなものの（縮尺 5千分の1程度のもの）を添付して下さい。周辺に住宅・病院等がなければ公図との兼用でも構いません。

(4) 施設の所有権又は使用権原を有することを証する書類

ア 駐車場又は積替え保管場所については、土地又は建物の登記簿（申請日より3ヶ月以内に発行されたもの）を添付して下さい。

なお、申請者が所有者と異なる場合は、所有者との賃貸借契約書又は使用承諾書等の写しを添付して下さい。

また、賃貸借契約書又は使用承諾書等の写しに記載される賃借の目的には「廃棄物処理業に使用する」旨を必ず記載して下さい。

※ 申請者が、既に他都道府県において許可を有しており、その許可証から、本県において申請しようとする地番で許可を受けていることが確認できる場合は、その許可証の写しを添付することで、当該地番についての土地登記簿謄本は省略することができます。

※ 事務所に供する施設の所有権又は使用権原を有することを証する書類は不要です。

※ 事業の用に供する施設の建物が登記されていない場合は、所轄の保健所又は環境整備課に相談してください。

※ 登記簿上の地目が畠や田の場合、非農地証明書或いは農地転用申請書の鑑を添付してください。

イ 車両については、有効期間が申請日時点で有効な車検証を添付して下さい。

なお、申請者が使用者（使用者がいない場合は所有者）と異なる場合、当該所有者からの賃貸借契約書又は使用承諾書等の写しも併せて添付して下さい。

また、賃貸借契約書又は使用承諾書等の写しに記載される賃借の目的には「廃棄物処理業に使用する」旨を必ず記載して下さい。

※既に他の事業者の登録車両となっている車両は、登録できません。

※事業用自動車（緑ナンバー）は、他者から借用することはできません。ただし、トレーラやセミトレーラについては、その限りではありません。

事業用自動車に関する問い合わせについては、沖縄総合事務局運輸部陸上交通課へお願い致します。

問い合わせ先 沖縄総合事務局運輸部陸上交通課 ☎ 098-866-1836

ウ 船舶については、次のいずれかを添付して下さい。

- 船舶検査証書及び船舶国籍証書

○裸傭船契約書

○裸傭船契約書に準じた傭船契約書

《注意事項》

船舶を使用する場合であって、使用権原を有することを証する書類として「裸傭船契約書に準じた傭船契約書」を提出する場合は、当該契約書には、次の事項が盛り込まれていらざるを得ません。

- 船主は、本船の船長及び乗務員に対する雇用契約に基づく労務供給請求権を傭船者に譲渡し、船長及び乗務員は、海上運搬に係る傭船者の指揮監督に服し、傭船者の指定する産業廃棄物の積替え及び海上運搬を行うこと。
- 海上運搬にかかる責任は、傭船者が一切を負うこと。
- 船主は、傭船契約中、本契約以外の契約に応じないこと。

(5) 技術的能力を説明する書類

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが認定する講習会の修了証の写しを添付して下さい。詳細については、p4 を参照下さい。

(6) 事業の開始に要する資金の総額、その資金の調達方法（様式第六号の二 第8面）

ア 事業の開始に要する資金の総額とは、事業の開始及び継続に必要と判断される一切の資金を言います。事業計画に応じて、具体的な項目を挙げ、それぞれに必要な金額を記入して下さい。また、その際は、資本金の額の他、施設の整備に要する費用、損害賠償保険の保険料等も含めて下さい。

イ 既存の設備等を利用するためなどにより、新たな資金を必要としない場合は、「〇」と記入し、その理由を明記して下さい。

ウ 調達方法については、資本金の調達方法、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項をできる限り具体的に記載して下さい。

エ 自己資金で賄う場合には、その旨及び自己資金の額を記入するとともに、自己資金の額について金融機関で発行する残高証明書等を添付して下さい。

オ 資金を借り入れにより調達する場合は、金銭消費貸借契約書の写し、残高証明書等を添付して下さい。

(7) 経理的基礎に関する書類

ア 申請者が法人である場合

- ① 直前3年の貸借対照表
- ② 直前3年の損益計算書

- ③ 直前3年の株主資本等変動計算書
- ④ 直前3年の個別注記表
- ⑤ 直前3年の法人税の納税証明書（納付すべき額及び納付済額を証する書類「その1」）
《注意事項》

- 廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にして書類を提出して下さい。
- 納税証明書は、各国税事務所で交付されるものを提出して下さい。
- 新たに法人を設立して収集運搬業を行おうとする場合、過去の貸借対照表等がないことから、その旨を明記した上で、資本金の額、財務に係る事業計画及び株主構成を提出して下さい。
- 経営状況が債務超過に陥っている場合等については、不許可となる場合がありますので、事前に相談してください。必要に応じ、今後5年間の長期財務計画書、金融機関からの融資状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を提出して頂く場合があります。

イ 申請者が個人である場合

- ① 資産に関する調書（様式第六号の二 第9面）

- ② 直前3年の所得税の納税証明書（納付すべき額及び納付済額を証する書類）

《注意事項》

- 資産に関する調書には、申請者の不動産、預貯金等の主な資産を記入し、その金額の根拠となる各種証明書を添付して下さい。

例：不動産については市町村役場で発行する資産（課税）証明書（固定資産評価証明書）
預貯金については金融機関で発行する残高証明書

- 所得税の納税証明書（その1）は、税務署で交付されるものを提出して下さい。
- また、納税証明書にて納付すべき額が確認できないなど経理的基礎を確認するため必要な場合に、所得を確認する事のできる「源泉徴収票の写し（支払者の押印がされたもの）」、又は「所得証明書」等を添付して下さい。
- 確定申告が必要な事業者で申告を行っていない場合には、所得税の申告・納税を行った上で納税証明書を提出して下さい。

(8) 申請者に関する書類

ア 申請者が法人である場合

定款又は寄附行為 及び 履歴事項全部証明書を添付してください。

履歴事項全部証明書は、原則として、申請日より3ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。

また、定款及び履歴事項全部証明書等については、事業目的に「産業廃棄物処理業」が記載されている必要があります。未記載の場合、目的変更に係る議事録の写しも添付して下さい。

*履歴事項全部証明書に代表理事しか記載されない組合等の理事の変更は、総会議事録等

を添付してください。

イ 申請者が個人である場合

住民票（※）及び登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）を添付してください。

同書類は、原則として、申請日より3ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。

なお、個人に係る登記事項証明書とは、「後見登記等に関する法律第10条第1項」に規定する証明書で、「被後見人等が登記されていないことの証明書」のことです。証明書の交付は、全国の法務局及び地方法務局で行っていますので、登記事項証明書に関する質問等は、地方法務局へ直接問い合わせてください。

(9) 「申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書」（様式第六号の二 第10面）

申請者（申請者が法人の場合、役員、出資人も含みます）、使用人が、暴力団員であるなどの欠格要件に該当しないことを十分に確認して作成して下さい。

3 添付書類を省略することができる場合

(1) 優良事業者認定を受けている場合

申請者が、廃棄物処理法施行令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に規定する優良事業者としての認定を受けている場合には、次の添付書類を省略することができます。

- 事業計画の概要を記載した書類
- （申請者が法人の場合）直前3年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書
- （申請者が法人の場合）定款又は寄附行為

(2) 有価証券報告書を添付する場合

直前の事業年度（更新許可申請の場合は、直前の2事業年度）に係る有価証券報告書を作成しているときは、これを添付することで、次の添付書類を省略することができます。

- 直前3年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書
- 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(3) 先行許可証を添付する場合

許可申請の5年以内に、既に他の産業廃棄物処理業あるいは産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合は、当該許可証の写しを添付することで、次の添付書類の全部又は一部を省略することができます。この提出する許可証を「先行許可証」といいます。なお、先行許可を利用する際には、添付資料として明らかにし、担当者へ伝えてください。

① 申請者が法人である場合

- 申請者が欠格要件に該当しないものであることを誓約する書面
- 役員の住民票の写し、登記事項証明書

- 出資者の住民票の写し、登記事項証明書
 - 使用人の住民票の写し、登記事項証明書
- ② 申請者が個人である場合
- 申請者の住民票の写し、登記事項証明書
 - 申請者が欠格要件に該当しないものであることを誓約する書面
 - 法定代理人の住民票の写し、登記事項証明書
 - 使用人の住民票の写し、登記事項証明書

《注意事項》

次の許可証は、先行許可証として提出することはできません。

- 先行許可証を提出して許可を受けた場合の許可証
許可証の「規則第9条の2第5項（特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合は、規則第10条の12第2項）の規定による許可証の提出の有無」が「有」になっている許可証は、先行許可証として提出することはできません。
 - 更新許可申請の場合、当該許可に係る許可証
例えば、産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請には、更新しようとする許可の産業廃棄物収集運搬業の許可証は先行許可証として提出することはできません。
ただし、他の都道府県で取得した収集運搬業の許可証は、「当該許可に係る許可証」には該当しないため、5年以内に許可を取得しているものであれば、先行許可証として提出できます。
 - 優良認定を受けて5年を越えた許可証
 - 産業廃棄物処理施設設置許可を受けて5年を越えた許可証
- ※先行許可書の許可日以降に就任し、市に対する届出が済んでいない役員、出資者等又は令第6条の10に規定する使用人に関する書類については省略できません。

(4) 更新許可又は変更許可申請の場合

許可の更新又は許可の変更を申請する場合であって、次の書類の内容に変更がない場合は、当該書類を省略できます。

- 事業計画の概要を記載した書類
 - 用いる施設の構造等に係る書類・図面、付近の見取図
 - 施設の所有権・使用権原を証明する書類
- ※ 更新許可申請の場合であって、土地を賃借している場合は、土地の所有権原・使用権原を証明する書類については省略することができません。
- ※ 更新許可申請の場合であっても、車両の写真や車検証の写し及び船舶に関する書類については省略できません。

(5) 同時に複数の許可申請及び変更届出を行う場合は、住民票等の公的な書類の原本は、1部提出してください。他はその写しを添付してください。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書の作成要領

1 全般的な事項

前記の産業廃棄物収集運搬業の場合を参考して、申請書及び添付書類の作成等を行って下さい。併せて、以下の事項を参考にして作成して下さい。

2 申請書様式の記入要領

ア 新規許可申請又は更新許可申請の場合は、「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第十二号）」を用いて下さい。

また、記載にあたっては、「産業廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第六号）（記載例）」（p28-30）を参考にして下さい（用いる様式は、産業廃棄物収集運搬業の場合と異なりますが、産業廃棄物の種類を除き、記載要領は同じです）。

イ 変更許可申請の場合は、「特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十六号）」を用いて下さい。

また、記載にあたっては、「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十号）（記載例）」（p31）を参考にして下さい（用いる様式は、産業廃棄物収集運搬業の場合と異なりますが、産業廃棄物の種類を除き、記載要領は同じです）。

ウ 事業の範囲に記載する特別管理産業廃棄物の種類は次のとおりです。

【特別管理産業廃棄物の種類】

①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類であって、燃焼しやすいもの）、②廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下であるもの）、③廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上であるもの）、④感染性産業廃棄物、⑤特定有害産業廃棄物（※）

※ 特定有害産業廃棄物の場合、具体的な産業廃棄物の種類（例：廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃水銀等及び当該廃水銀を処分するために処理したもの、廃石綿等）を記載し、有害物質を含む産業廃棄物の場合は、その含有物まで正確に記載して下さい（例：廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）

また、有害物質の種類等については、P39を御覧下さい。

3 添付書類の作成要領等

特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合には、次の書類も添付する必要がありますので、以下の事項を参考にして作成して下さい。

(1) 「事故時対応を記した書類」

特別管理産業廃棄物を収集又は運搬する場合は、「事故時対応を記した書類」を添付する必要があります。当該書類には、次の事項を記載して下さい。

- 事故時における従業員や周辺住民等への健康被害、環境被害を防止するための措置
- 事故時対応に必要な設備・器具の一覧、備品の性能を証明する書類及びその保有状況

が分かる写真

(2) PCB の収集運搬を行う場合に添付する書類

PCB の収集運搬を行う場合には、次の書類も併せて添付して下さい。

ア 「事業計画の概要を記載した書類」に追加する書類

PCB の収集運搬を行う場合には、「PCB 廃棄物・収集運搬ガイドライン」を参考に、次の書類についても添付して下さい。同ガイドラインは環境省のウェブページ上で見ることができます。(URL : <http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/index.html>)

① 安全管理体制

- 安全管理体制以外に運行管理責任者と安全管理責任者との関係を記載すること。

※ PCB の収集運搬を行う場合、関係法令において、以下の者を設置することとされています。

- 労働安全衛生法による「作業主任者」

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を終了した者

- 消防法による「危険物保安監督者」

甲種又は乙種第4類危険物取扱者で6月以上危険物取扱いの実務経験を有する者

② 収集運搬の従事者の教育に関する誓約書

- 「PCB 廃棄物・収集運搬ガイドライン」の表 4-1 にある項目・内容に係る、安全管理責任者（もしくは運行管理責任者）による誓約書（任意の様式）

③ 運搬計画書

- 記載事項は「PCB 廃棄物・収集運搬ガイドライン」の表 4-2 の内容として下さい。

○ 「PCB 廃棄物・収集運搬ガイドライン」の表 4-2 中、「官公庁」、「自治体」とある項は、「那覇市」と記載変更し、カッコ内は輸送を想定している自治体名を記載して下さい。

④ 応急措置設備・器具リスト

- 「PCB 廃棄物・収集運搬ガイドライン」の表 5.1 を参考にして下さい。

⑤ 社内従業員用緊急時対応マニュアルの概要

- 「PCB 廃棄物・収集運搬ガイドライン」の図 5.1 を基に緊急連絡体制を示すとともに、表 5.2 を緊急事対応マニュアルを参考にして作成して下さい。

イ 「用いる施設の構造等に係る書類」

PCB の収集運搬に用いる施設の構造等については、次の書類を添付して下さい。

- 運搬容器、その他運搬に用いる道具（固定具、吸着マット等）等の写真、使用方法及び管理方法を記載した書類（様式2-2-1～様式2-2-3）

- 連絡設備等・応急措置設備等の写真

○ 運搬容器・連絡設備等・応急措置設備等の性能を証明する書類（検査証等、メーカーが作成した仕様書・パンフレット等、又は「PCB 廃棄物・収集運搬ガイドライン」に基づく自主試験結果の写し）

- 運搬車両の写真

《注意事項》

運搬車両及び運搬容器については、「PCB 廃棄物・収集運搬ガイドライン」に基づき、使用及び管理を行い、また PCB の運搬を行う物であることを表示すること

ウ 「技術的能力を説明する書類」

講習会修了証の写しの他に、直接従事者が、PCB について十分な知識・技能を有することを示す書類が添付書類とされております。当該書類として、直接従事者に係る次の書類を添付して下さい。

- (財)日本産業廃棄物処理振興センター（連絡先等は p4）が実施する「PCB 廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」の修了証の写し（北九州事業に係る講習会に限る。）

《注意事項》

「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」に基づく「運行管理責任者」もしくは「安全管理責任者」として位置づけがなされている者の書類・免状でなければ、申請者が人的要件を満たすものとは認めませんので、運行管理責任者もしくは安全管理者を直接従事者として下さい。

(3) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業変更届出書

1 届出様式の記入要領

(1) 産業廃棄物収集運搬業の場合

届出様式は「産業廃棄物処理業変更・廃止届出書（様式第十一号）」を用いてください。

また、記載にあたっては、「産業廃棄物処理業変更・廃止届出書（様式第十一号）（記載例）」（p32-33）を参考にして下さい。

(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合

届出様式は「特別管理産業廃棄物処理業変更・廃止届出書（様式第十七号）」を用いてください。

また、記載にあたっては、(1)と同様、「産業廃棄物処理業変更・廃止届出書（様式第十一号）（記載例）」を参考にして下さい。

※ 用いる様式は産業廃棄物収集運搬業の場合と異なりますが、記載要領は同じです。

2 添付書類の作成要領等

添付書類の作成にあたっては、前記の「産業廃棄物収集運搬業の許可申請書の作成要領」及び「特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請書の作成要領」を参考にして下さい。

3 注意事項

那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱で定める変更（積替え保管場所の増設、積替え保管する産業廃棄物の追加等）を行う場合、変更前に要綱に基づく事前協議を行う必要があります。詳しくは、同要綱を御覧下さい。（URL：<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=71&id=17538&page=1>）

産業廃棄物収集運搬業許可申請書
(様式第六号)の記載例

捺印

(第1面)

申請年月日を記載
して下さい。

新規・更新)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

平成29年 10月 2日

那覇市長 殿

電話番号については、申請者のものを記載して下さい。事務所や事業場の電話番号は、「事務所及び事業場の所在地」の欄に記載して下さい。

申請者

住 所 沖縄県〇〇市××12番地の34
氏 名 株式会社 ○○
代表取締役 ○× △△

該当するものに丸をつけて下さい。

取り扱う産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取り扱いの有無を含む。)を記載して下さい。

産業廃棄物の種類については、p16を御覧下さい。

法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 098-***-****

F A X 098-***-****

定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

収集運搬業 (積替え保管を 含む ・ 除く)

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

汚泥(含水率85%以下のものに限る。水銀含有ばいじん等を含まない)、紙くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
(これらのうち水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。積替え保管を含む。)

土地又は建物の登記簿等に沿って、地番等を省略せずに正確に記載して下さい。事務所等に電話がある場合には、電話番号を記載して下さい。

事務所 沖縄県〇〇市××12番地の34
電話番号 098-***-****

事業場 沖縄県〇〇市××12番1、12番2
電話番号 098-***-****

運搬車両 バキューム車1台、キャブオーバー1台

運搬容器 ドラム缶2個、ポリ容器10個、シート1枚

事業の用に供する施設の種類及び数量

詳細については、「事業計画の概要を記載した書類」に記載して下さい。また、スペースに入らない場合は「別紙のとおり」として、別紙に概要を記載しても構いません。

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

積替え保管場所: 沖縄県〇〇市××12番1
産業廃棄物の種類: がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
保管面積: 100m² 保管上限: 50m³ 保管高さ: 2.5m

担当者及び連絡先 T E L / F A X

○× △× TEL:098-***-**** / FAX:098-***-****

※ 事務処理欄

積替え保管を行う場合にのみ記載して下さい。

(日本工業規格 A列4番)

既に処理業の許可を有している場合(都道府県・他政令市で許可を取得している場合、本市で当該申請以外の許可を受けている場合等)には、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の許可を取得している都道府県及び他政令市名(本市を含む)、市名及び許可番号を記入して下さい。また、該当がない場合も、「該当無し」と記入して下さい。

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	日)
	沖縄県	第0472123456号

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 日 口	本 籍
		この欄は個人の場合にのみ記入して下さい。 記載にあたっては、住民票に沿って正確に記載して下さい。

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	この欄は法人の場合にのみ記載してください。 記載にあたっては、登記事項証明書に沿って正確に記入して下さい。
かぶしきがいしや まるまる 株式会社 ○○	沖縄県○○市××12番地の34

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
		住 所	
この欄は申請者が未成年者である場合にのみ記入して下さい。 記載にあたっては、法定代理人が個人の場合には住民票の記載事項を記載し、法定代理人が法人の場合には、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票記載事項の内容に沿って正確に記載して下さい。			

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役 職 名・呼 称	住 所	
この欄は法人の場合にのみ記載してください。「役員」には、理事、監査役、監事、その他これに類する者を含みます。			
これらの者について、住民票に沿って、正確に記載して下さい。			

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役 職 名・呼 称	住 所	
まるばつさんかく ○× △△	昭和**年*月*日 代表取締役	沖縄県○○市××56番地の7 沖縄県○○市××89番地の1	
まるばつ しかく ○× □□	昭和**年*月*日 取締役	沖縄県○○市××56番地の7 沖縄県○○市××89番地の1	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	100 株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の 数又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
まるばつさんかく ○× △△	昭和**年 *月*日	100株	沖縄県〇〇市××56番地の7	
		100%	沖縄県〇〇市××89番地の1	
この欄は法人の場合にのみ記載してください。 記載にあたっては、住民票又は登記事項証明書に沿って正確に記入して下さい。 なお、出資者が法人の場合は、生年月日および本籍の欄の記入は不要です。				

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

この欄は使用人がいる場合にのみ記入して下さい。
 なお、「使用人」とは、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者であるものです。

- ① 本店又は支店の代表者
- ② ①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、産業廃棄物処理業についての契約締結権限を有する者を置くもの。

また、使用人がいる場合は、使用人証明書(様式1-5)を添付して下さい。
 記載にあたっては、住民票に沿って正確に記入して下さい。

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

(様式第十号) の記載例

申請年月日を記載して下さい。

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

平成29年 10月 2日

那覇市長 殿

申請者

住所 沖縄県○○市××12番地の34

氏名 株式会社 ○○

代表取締役 ○× ○×

印

直近の許可年月日及び許可番号を記載して下さい。

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 098-*
F A X 098-***-***

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成25年 6月 1日 第119*****号
--------------	------------------------

変更許可後に取り扱う全ての産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を含む。)を記載して下さい。また、変更部分に下線を引いて下さい。

物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

収集運搬業 (積替え保管を含む・除く)

汚泥(含水率85%以下のものに限る。水銀含有ばいじん等を含まない。)、木くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)、繊維くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)(これらのうち水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。積替え保管を含む。)

変更の内容	ここには許可を受けた産業廃棄物処理施設の情報を書きますので、収集運搬業の変更許可にあっては、「非該当」と記載して下さい。
-------	--

木くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)、繊維くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)(これらのうち水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。積替え保管を含む。)の産業廃棄物の種類の追加

事業拡大のため

変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理方法

非該当

事業の範囲の変更に伴い、使用する施設の概要等を記載して下さい(ここでは、木くず、繊維くずの追加なので、これらを収集又は運搬するのに必要な施設の概要を記載しています。)。
施設の詳細については、「事業計画の概要を記載した書類」に記載して下さい。スペースに入らない場合は「別紙のとおり」として、別紙に概要を記載しても構いません。

変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

運搬車両 キャブオーバー1台
運搬容器 コンテナ1機

担当者及び連絡先 TEL/FAX

○× △× TEL:098-***-*** / FAX:098-***-***

※ 事務処理欄

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物処理業変更(廃止)届出書

印

(様式第十一号)の記載例

産業廃棄物処理業 廃止
変更 届出書

平成25年 4月 1日

那覇市長 殿

届出年月日を記載して下さい。

該当するものに
丸をつけて下さい。

届出者

住所 沖縄県○○市××12番地の34

氏名 株式会社 ○○

印
代表取締役 ○× △△

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 098-***-****

F A X 098-***-****

直近の許可年月日及び許可番号を記載して下さい。

平成25年 3月 1日付け第119*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る
廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に
以下の事項について 変更

において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
--	---	---

廃止した事業又は
変更した事項の内
容(規則第10条の
10第1項第2号に掲
げる事項を除く。)

役員の変更

詳細は別紙の通り

変更があった事項の新旧対照表を記載して下さい。
なお、記載欄が足りない場合は、別紙に記載して下さい。

※ 新旧対照表の記載にあたっては、次ページの記載例を
参考にして下さい。

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
まるばつさんかく ○× △△	役職名・呼称	住 所
昭和**年*月*日	沖縄県○○市××56番地の7	
代表取締役	沖縄県○○市××89番地の1	

ここには、役員、出資者等(株主又は出資者のうち、株式総数又は出資額の5%以上を有する者)、法定代理人を変更した場合で、新たに役員、出資者等、法定代理人が加わった場合(新任の場合)にのみ、記載して下さい(既存の者について、記載する必要はありません。)
記載にあたっては、住民票又は履歴事項証明書に沿って正確に記載して下さい。

廃止又は変更の理由	役員の入れ替えのため
-----------	------------

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から有効になります。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載し、この様式の例により作成した書面

廃止又は変更の理由を記載して下さい。

(例)

- 車両の変更の場合 → 車両の老朽化のため
- 住所の変更の場合 → 本社移転のため

新旧対照表の記載例（収集運搬業の場合）

新	旧
例 1：名称の変更の場合 法人名称の変更 株式会社○○産業	有限会社○○産業
個人の場合は住民票、法人の場合は履歴事項全部証明書に沿って、正確に記載して下さい。	
例 2：住所の変更の場合 住所の変更 沖縄県○○市××* *番地 1	沖縄県○○市××△△番地 3
例 3：車輌の変更の場合 車輌の変更 沖縄あ* * * * (継続) 沖縄い* * * * (新規) 沖縄う* * * * (新規)	沖縄あ* * * * (継続) 沖縄か* * * * (廃止)
個人の場合は住民票、法人の場合は履歴事項全部証明書に沿って、正確に記載して下さい。	
例 4：役員の変更の場合 役員の変更 代表取締役 ○× △△ (継続) 取締役 ○× ×× (新任) 監査役 ○○ △□ (新任)	代表取締役 ○× △△ (継続) 取締役 ○× ×△ (退任)
例 5：株主の変更の場合 株主の変更 ○× △△ 100株 (50%) ○× ×× 50株 (25%) ○○ △□ 50株 (25%)	○× △△ 100株 (50%) ○× ×× 100株 (50%)
例 6：事業の一部廃止の場合 取り扱う産業廃棄物の種類の変更 廃酸、廃アルカリ、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。積替え保管を含まない。）	取り扱う産業廃棄物の種類を増やす場合には、変更許可が必要となります。 廃油、廃酸、廃アルカリ、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。積替え保管を含まない。）
<p>「水銀使用製品産業廃棄物」等の明記に伴う変更届については、市ホームページから「水銀使用製品産業廃棄物」とび「水銀含有ばいじん等への対応について」のお知らせをご確認ください。所定の様式等がございます。</p>	
例 6：積替え保管量等の変更の場合 積替え保管を行う産業廃棄物の保管面積、保管高さ、保管量の変更 がれき類（屋外保管） 保管面積：100m ² 保管高さ：1.5m 保管量：50m ³ 木くず、紙くず、繊維くずの混合物（コンテナにて保管） 保管面積：10m ² 保管高さ：2.0m 保管量：20m ³ ※コンテナ 1 機分	がれき類（屋外保管） 保管面積：200m ² 保管高さ：1.5m 保管量：100m ³ 木くず、紙くず、繊維くずの混合物（コンテナにて保管） 保管面積：20m ² 保管高さ：2.0m 保管量：40m ³ ※コンテナ 2 機分
<p>保管量や保管面積を 10%以上増加する場合には、届出前に事前協議が必要となります。</p>	

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

平成〇〇年から建設業を営んでいるが、下請け業者としての受注が多いため、産業廃棄物の収集運搬にあたっては許可が必要となることから、申請に至った。

許可取得後は、主に建設業に伴って生じる産業廃棄物の収集運搬を行うことを計画している。

現在の主たる業務と業務経歴、産業廃棄物収集運搬業に係る事業計画の概要を記載して下さい。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量(t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1	汚泥(含水率85%以下のものに限る。水銀含有ばいじん等含まない)	1.0t/月	泥状	○×建設 沖縄県〇〇市・・	非該当	○×環境 〇〇市××11番地1
2	紙くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)	0.5t/月	固体	○×建設 沖縄県〇〇市・・	非該当	○×環境 〇〇市××11番地1
3	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)	10t/月	固体	○×建設 沖縄県〇〇市・・	沖縄県〇〇市× ×12番1	○×環境 〇〇市××11番地1
4	取り扱う産業廃棄物の種類ごとに、運搬量や性状、排出事業場の名称等を記入するとともに、それぞれ積替え保管の有無についても明記してください。また、申請に係る施設の内容により取り扱う産業廃棄物が限定される場合は、その旨を明記して下さい。					
5	予定排出事業場や予定運搬先(処理業者)については、具体的な排出事業場名・運搬先の業者名を記載することが原則ですが、事業開始前で排出事業場・運搬先が特定できない場合は、「県内一円建設現場」、「県内一円事業場」等の記載でも可能です。					
6	記載欄が足りない場合は、追加して記載して下さい。					
備考 取り扱う(付加料金)生産廃棄物の種類について記載する。						

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コン テナ専用車	沖縄 100 あ 11-11	3,800	株式会社環境〇〇	
2	キャブオーバー	沖縄 100 い 22-22	8,000	株式会社環境〇〇株 式会社環境〇〇	
3	タンク車	沖縄 800 う 33-33	5,000	株式会社環境〇〇	
4	自動車検査証に沿って、運搬車両ごとに、車体の形状等を記入して下さい。				

5					
6					
7					
8					

9	'事務所の所在地'には、申請者住所以外に事務所(支店・営業所等)がある場合に、廃棄物処理業に用いる全ての事務所を記入して下さい。申請者住所と同じ場合は住所を、住所以外の事務所の場合は住居表示を記入してください。				
---	---	--	--	--	--

10					
事務所の所在地	沖縄県〇〇市××12番地の34				
駐車場の所在地	沖縄県〇〇市××12番1				

'駐車場の所在地'には、用いる運搬車両を駐車する全ての駐車場を記入して下さい。土地又は建物の登記簿に沿って、地番等を省略せずに記入して下さい。記入欄が足りない場合は、別紙として記入して下さい。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
ドラム缶	汚泥	200 L	2本
フレコンバッグ	紙くず	1 m ³	5袋

運搬車両以外に用いる運搬容器等の施設について記入して下さい。

'用途'の欄には、当該運搬容器等で運搬する産業廃棄物の種類を記入し、「備考」欄に運搬容器等の素材・個数を記入して下さい。

(3) 積替施設又は保管施設の概要

①積替え保管を行う理由（記載例）

小規模な建設現場内では、排出現場で分別することができないため、排出現場外で分別作業を行うための積替え保管場所が必要となる。

建設混合廃棄物については、分別後、それぞれ次のとおり処理を行う。

廃プラスチック類

→ 産業廃棄物処理業者に委託（埋立、又は焼却後に埋立）

紙くず、木くず、繊維くず

→ 産業廃棄物処理業者に委託（焼却後に埋立）

金属くず

→ 金属買い取り業者に売却

ゴムくず

→ 産業廃棄物処理業者に委託（埋立）

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

→ 産業廃棄物処理業者に委託（破碎後、路盤材として再生利用。路盤材として再生利用できないものについては埋立）

がれき類

→ 産業廃棄物処理業者に委託（破碎後、路盤材として再生利用）

当該理由書には、次を参考にして、積替え保管が必要な理由を具体的に記載して下さい。

I 分別・再生利用目的の保管の場合の理由

- i)排出事業者もしくは排出事業者の事業場内の分別が不可能、もしくは困難である理由、保管場所を設ける利点を、「必要理由書」に具体的に明記すること。
- ii)元の廃棄物の内容と、分別した廃棄物の品目ごとに、処分の形態(管理型・安定型・再利用等)を事業計画に記載すること。

II 小規模事業所からの収集／処分場輸送までの一時保管の場合の理由

- i)排出事業者の小規模事業所への大型車輌の搬出入が困難であることを前提とし、その状況を詳しく「必要理由書」に記載すること。

III 島外・県外輸送、海外輸出のための保管の場合の理由

- i)島外・県外輸送、海外輸出後の現地での処理・再利用の内容と、県内処理と比較した排出事業者の経済的利点を具体的に数字を挙げて記載すること。
その際には通常市場価格とされている輸送費・処理費等を提示し、それとの比較を行うこと。
- ii)特に海外への輸出の場合は、「必要理由書」に輸出実績の有無、経済産業省及び環境省との事前相談・確認を行っていることを必ず記載すること。

※那覇市では、施行規則第9条の2で定められた様式第六号の二（第3面）について、上記の記載事項を設け、（第3-1面）としています。

自動車や機械、分別前の混合廃棄物等、複数の種類から構成される産業廃棄物を保管する場合は、性状等も合わせて具体的に記載して下さい。

土地又は建物の登記簿等に沿って正確に記載してください。

②積替え保管の具体的な内容（記載例）

積替え保管場所の所在地：沖縄県○○市××12番

保管方法を具体的に記載してください。

No	産業廃棄物の種類	保管面積 / m ² 保管高さ / m 保管量 / m ³ (t)	算定根拠	保管方法
1	廃プラスチック類	6.0 m ²	$2.0 \times 3.0 \times 1.5 = 9.0 \text{m}^3$ $9.0 \times 0.35 = 3.15 \text{t}$ (コンテナ1機分)	コンテナにて保管し、上からシートを被せる。
		1.5 m		
		9.0 m ³ (3.2 t)		
2	紙くず、木くず、繊維くずの混合物	10.0 m ²	$1.0 \text{m}^3 \times 10 = 10.0 \text{m}^3$ $10.0 \times (0.17 + 0.55 + 0.12) / 3 = 2.8 \text{t}$ (フレコンバッグ10個分)	フレコンバッグを用いて保管する。
		1.0 m		
		10.0 m ³ (2.8 t)		
3	ゴムくず	6.0 m ²	$2.0 \times 3.0 \times 1.5 = 9.0 \text{m}^3$ $9.0 \times 0.52 = 4.68 \text{t}$ (コンテナ1機分)	コンテナにて保管し、上からシートを被せる。
		1.5 m		
		9.0 m ³ (4.7 t)		
4	金属くず	12.0 m ²	$(2.0 \times 3.0 \times 1.5) \times 2 = 18.0 \text{m}^3$ $18.0 \times 1.13 = 20.34 \text{t}$ (コンテナ2機分)	コンテナにて保管し、上からシートを被せる。
		1.5 m		
		18.0 m ³ (20.3 t)		
5	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（再利用不可）	12.0 m ²	$2.0 \times 3.0 \times 1.5 = 9.0 \text{m}^3$ $9.0 \times 1.00 = 9.0 \text{t}$ (コンテナ1機分)	コンテナにて保管し、上からシートを被せる。
		1.5 m		
		9.0 m ³ (9.0 t)		
6	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の混合物	36 m ²	$6.0 \times 6.0 \times 1.5 = 54 \text{m}^3$ $54 \times (1.48 + 1.00) / 2 = 66.96 \text{t}$	屋外にて容器を用いずに保管する。 適宜散水し、シートをかぶることで粉じん等の発生を防止する。
		1.5 m		
		54 m ³ (67.0 t)		

保管する産業廃棄物の種類ごとに、保管面積(m²)、高さ(m)、保管量(重量(t))及び体積(m³)を記載し、小数点以下1桁まで示して下さい。

左記の保管量等の算定根拠を記載して下さい。
また、面積等の自動計算ソフトなどを用いて計算した場合は、その旨を明記して下さい。

※ 欄が足りない場合は、同様の表を別紙に作成して下さい。

※ ここに記載した保管量の算定根拠及び保管方法等が分かる図面又は写真等を併せて添付して下さい。

※ 積替え保管を行う場所ごとに、当該様式を作成して下さい。

※那覇市では、施行規則第9条の2で定められた様式第六号の二（第3面）について、上記の記載事項を設け、（第3－2面）としています。

③保管量と搬出量の比較（記載例）

- ア 積替え保管場所の所在地：沖縄県○○市××12番1
- イ 産業廃棄物の保管量（合計）：109 m³ (94.0 t)
- ウ 産業廃棄物の保管上限：210 m³ (210 t)
- エ 保管上限の算出根拠：下記のとおり

記載例1（新規許可申請の場合）

最大積載量10tの車が3台あり、1日あたり、処分施設へは1回程度搬出する計画となっている。
よって、10t×3台×7日=210tが保管上限となる。

記載例2（積替え保管後、船舶にて搬出する場合）

積替え保管後は、船舶に積載して県外へ搬出する。
利用する船舶の最大積載量は1000tであることから、保管上限は1000tとなる。

記載例3（更新許可申請の場合）

申請日の前月分の搬出量は、総計で450tである。
前月の営業日数は、30日であるから、1日あたりの搬出量実績は、 $450 \div 30 = 15t$ となり、
保管上限は、 $15 \times 7 = 105t$ である。

廃棄物処理法上、積替え保管における保管量の上限は、平均的な搬出量の7日分以下とされているため、下記の計算式に合致するよう計画して記載して下さい。

《計算式》

全品目の保管量(t) ≤ 搬出量(t)

搬出量 = 車両等の積載能力(※1) × 搬出先(※2)への往復可能回数 × 7

※1)車検証の「最大積載量」等

※2)中間処理業者又は最終処分業者

注1)搬出量は、自社所有の車両等輸送手段の積載能力により積算することとし、保管場所からの搬出予定となる他の収集運搬業者の搬出量を採用しないこと。

注2)船舶については、傭船契約により自社船舶と同様、収集運搬業者が運搬について責任を負うことができる場合のみ、搬出量として採用すること。

注3)更新許可申請の場合は、前月に搬出した量の実績値(t)を前月の総日数で割った数字を、1日あたりの搬出量とすること。

※ 積替え保管を行う場所ごとに、当該様式を作成して下さい。

※那覇市では、施行規則第9条の2で定められた様式第六号の二（第3面）について、上記の記載事項を設け、（第3-3面）としています。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

沖縄本島内の建設現場を周り、そこで生じる産業廃棄物の収集又は運搬を行う。

がれき類については、弊社のヤードで、一時保管し、一定の量がたまつたら処分業者へ運搬し、その他の廃棄物については、積替え保管することなく、直接処分業者へ運搬する。

(1) 車両毎の用途 : 沖縄あ＊＊＊＊ (キャブオーバー) … がれき類

沖縄い□□□□ (バキュームカー) … 汚泥

(2) 収集運搬業務を行う時間 : 平日の 9:00 ~ 17:00

(3) 休業日 : 日曜、祝祭日、年末年始 (12月28日から1月3日)

車両ごとの用途を含めて収集運搬の経路・収集運搬方法を具体的に記載して下さい。

また、収集運搬を行う時間(営業時間)、休業日、従業員数についても記入して下さい。

原則として、申請年月日における作業員数内訳を記載して下さい。

「相談役、顧問等申請者の登記外の役員」、「事務員」、「運転手」、「作業員」、「その他の作業員」については、廃棄物処理業に関わる人数のみを記載して下さい。

従業員数の内訳

平成29年10月1日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等外の役員	申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	5人	3人	0人	13人	

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

収集運搬及び積替え保管施設において講じる環境保全措置の概要を記載して下さい。

特に、石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合や、積替保管施設の設置により周辺人家等に対して粉じん・騒音等による生活環境保全上の支障が懸念される場合は、こうした影響を防止し、又は最小化するための対策を具体的に明記し、そのために設備・器具等が必要な場合はその所有、設置の有無や予定等も合わせて記載して下さい。

石綿含有産業廃棄物の取扱いについては石綿含有廃棄物等処理マニュアル(環境省)を参考に記載して下さい。

水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないよう、また、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬してください。水銀含有ばいじん等は、運搬中に水銀が揮発しないよう、また、運搬容器から漏れることのないような措置をとり、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬して下さい(詳細は、水銀廃棄物ガイドライン(環境省)を御覧ください)。

(1) 運搬に際し講ずる措置

汚泥については、直積みできる性状(コーン指數200qc (kN/m^2) を目安とする。)であればダンプに直積みし、シート掛けして運搬する。

がれき類については、ダンプに直積みにし、飛散防止としてシート掛けする。

紙くずについては、フレコンバッグに入れて、車体から落ちないよう、ロープで固定して運搬する。

がれき類については、ダンプに直積みにし、飛散防止としてシート掛けする。

廃酸、廃アルカリは密閉性のポリ容器に入れ、転倒しないようロープで結束し、ダンプに積載して運搬する。

石綿含有産業廃棄物は、他の産業廃棄物と混載せず、飛散しないよう専用袋に梱包して運搬する。また、積込み及び積卸し作業も含め、運搬時には破碎しないよう充分注意する。

【その他記載例】

・廃油については、鉄製ドラム缶に入れ、ドラム缶が転倒しないようロープで固定して運搬する。

・石綿含有産業廃棄物については、破碎しないよう十分注意して取扱い、他の廃棄物と混合しないよう、専用のフレコンバッグに入れて運搬する。

(2) 積み替え保管施設において講ずる措置

積替え保管場所の周囲には防塵ネットを設置し、粉じん防止のためのスプリンクラーを設ける。

積替え作業は、搬入後ただちに実施し、産業廃棄物の種類毎に決められた保管場所で保管する。

【その他記載例】

○積替え保管に際して講ずる措置の例

・積替え保管場所周辺に遮音壁を設置し、保管場所には粉じん防止のためのスプリンクラーを設ける。

・産業廃棄物は全て屋内にて保管し、廃油については鉄製ドラム缶、廃酸及び廃アルカリについてはポリ容器を用いて保管する。

・石綿含有産業廃棄物については、破碎しないよう十分注意して取扱い、他の廃棄物と混合しないよう、専用のフレコンバッグに入れて保管する。

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又 は車両番号	沖縄 100 あ 11-11
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物 収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が 表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 写真も添付すること。</p>

撮影 ○○年○○月○○日

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	ドラム缶	用途	汚泥
----------	------	----	----

注意事項

- ・容器等の全体が写るように撮影すること。

撮影 ○○年○○月○○日

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	紙くず
----------	---------	----	-----

注意事項

- ・容器等の全体が写るように撮影すること。

撮影 ○○年○○月○○日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

資産に関する調書(個人用)

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	○×銀行定期預金		3, 0 0 0
有価証券	(株) ○×の株式	1, 0 0 0 株	
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地	自宅宅地 駐車場土地	1 1 0 m ²	2 0, 0 0 0
建物	自宅	1 棟	1 2, 0 0 0
備品			
車両	ダンプ	1 台	3, 0 0 0
その他			
資 产 計			3 8, 1 0 0
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	○×銀行		1 9, 0 0 0
短期借入金	△□銀行		5 0 0
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			1 9, 5 0 0

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

那覇市長 ○○○○様

申請者

住所 沖縄県糸満市〇〇

氏名 株式会社 環境〇〇
代表取締役 環境 太郎 印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

参考事項

1 各種公的書類の交付場所について

公的書類の種類	交付場所
住民票抄本	各市町村
所得証明書	
資産（課税）証明書	
納稅証明書（法人税・所得税）	各税務署
履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿）	各地方法務局
土地（建物）の登記簿	※沖縄県内あれば、那覇地方 法務局が所管しています。 【那覇方法務局の連絡先】 TEL：098-854-7951
登記事項証明書 (被後見人等が登記されていないことの証明書)	

2 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）について

No	産業廃棄物の種類	換算係数 (t/立米)
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	废油	0.90
4	废酸	1.25
5	废アルカリ	1.13
6	废プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	纖維くず	0.12
10	動植物性残さ	1.00
11	動物系固形不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	がれき類	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物の処理物（13号廃棄物）	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30
25	廃水銀等 ※水銀体温計（水銀血圧計）	13.57 ※0.28 (0.48)

※ 「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について」
 （環廃産発第061227006号、平成18年12月27日）及び（公材）日本産業廃棄物処理振興センターのHPを参照。

3 特定有害産業廃棄物について

特定有害産業廃棄物には、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物、指定下水汚泥、廃水銀等、廃石綿等の他に、特定の施設から排出され、基準を超えた有害物質を含む燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉛さい、ばいじんが該当します。

産業廃棄物の種類ごとに、法で規定する有害物質の種類は、次のとおりとなっています。

施設の種類や基準については、講習会テキスト等を参考にするほか、那覇市廃棄物対策課にご確認下さい。

	ばいじん	燃え殻	汚泥 廃酸 廃アルカリ	廃油	鉛さい
アルキル水銀化合物	○	—	○	—	○
水銀又はその化合物	○	—	○	—	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	—	○
鉛又はその化合物	○	—	○	—	○
有機磷化合物	—	—	○	—	—
六価クロム化合物	○	○	○	—	○
砒素又はその化合物	○	○	○	—	○
シアノ化合物	—	—	○	—	—
ポリ塩化ビフェニル	—	—	○	—	—
トリクロロエチレン	—	—	○	○	—
テトラクロロエチレン	—	—	○	○	—
ジクロロメタン	—	—	○	○	—
四塩化炭素	—	—	○	○	—
1・2-ジクロロエタン	—	—	○	○	—
1・1-ジクロロエチレン	—	—	○	○	—
シス-1・2-ジクロロエチレン	—	—	○	○	—
1・1・1-トリクロロエタン	—	—	○	○	—
1・1・2-トリクロロエタン	—	—	○	○	—
1・3-ジクロロプロパン	—	—	○	○	—
チウラム	—	—	○	—	—
シマジン	—	—	○	—	—
チオベンカルブ	—	—	○	—	—
ベンゼン	—	—	○	○	—
セレン又はその化合物	○	○	○	—	○
!・4-ジオキサン ※	○	—	○	○	—
ダイオキシン類	○	○	○	—	—

※平成25年6月1日施行

4 産業廃棄物処理業の許可番号について

平成4年7月の法改正に伴い、必要な情報の円滑な交流を図り、適正な廃棄物処理行政の推進に資することを目的として、処理業者に全国統一の許可番号を付することになっております。

また、平成12年3月17日付衛環第21号の厚生省通知において、自治体の増加に対応するため、自治体番号を2桁から3桁とし、統一許可番号が10桁から11桁に変更されております。

〔許可番号の構成〕

1	1	9	1	0	1	1	1	1	1
①	②	③	④						

①政令市番号 那覇市の場合「119」となっています。

②業の種類番号 次の表のとおりです。

産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	0
	積替を含むもの	1
産業廃棄物処分業	中間処分のみ	2
	最終処分のみ	3
	中間処分・最終処分	4
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	5
	積替を含むもの	6
特別管理産業廃棄物処分業	中間処分のみ	7
	最終処分のみ	8
	中間処分・最終処分	9

③那覇市では「0」とします。

④業者固有番号

- いずれかの都道府県又は政令市において最初に業の許可を行った時点で、固有番号が付されます。既に固有番号が付されている許可業者に対しては、新たな固有番号は付されません。
- 変更許可・更新許可・変更届出の場合でも、固有番号は変更しません。
- 業の廃止、許可の失効、許可取消等の場合は、当分の間、欠番として扱われます。

5 産業廃棄物の適正処理等

ア 委託基準

- ① 産業廃棄物の処理を受託する場合は、委託基準に従い、委託契約を書面により行わなければなりません。
- ② 委託契約は、排出事業者（委託者）と収集運搬業者、排出事業者と処分業者というように、それぞれで契約する二者契約でなければなりません。三者で契約を結ぶことは禁止されています。
- ③ 特別管理産業廃棄物の場合、その処理を委託しようとする処理業者に対し、あらかじめ、特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項を通知しなければなりません。
特別管理産業廃棄物の処理を受託した場合は、委託者から通知を受け取って下さい。
- ④ 当該委託契約書は、5年間保存しなければなりません。
- ⑤ 処理業者は、政令で定める基準に従って委託する場合、その他環境省令で定める場合を除き、収集運搬又は処分を他人に委託することはできません（再委託禁止）。

イ 産業廃棄物処理基準

- ① 産業廃棄物の処理は、産業廃棄物処理基準に従い、適正に処理しなければなりません。
- ② 処理基準では、保管に関する基準（保管量の上限、保管方法）と、収集運搬や処分の方法が定められています。

ウ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- ① マニフェストの交付を受けることなく、産業廃棄物を受託することはできません。
- ② 交付されたマニフェストは、虚偽の記載をすることなく、収集運搬又は処分を終了した日から10日以内に管理票交付者にその写しを送付しなければなりません。
- ③ 排出事業者（中間処理業者が排出事業者となる場合も含む。）は、マニフェストの交付後、それぞれ次の期間内に産業廃棄物の処理が終了したことを示すマニフェストの写しを受けない場合、委託した産業廃棄物の運搬、処分の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じるとともに、那覇市長へ報告することとされています。
○収集運搬又は中間処理：90日以内（特別管理産業廃棄物の場合は60日以内）
○最終処分：180日以内
- ④ マニフェストは、5年間保存しなければなりません。

エ 帳簿の記載・保存

- ① 処理業者は、帳簿を備え、環境省令で定める事項を記載しなければなりません。
 - ② 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間は事業場ごとに保存しなければなりません。
- ※電子マニフェストを使用した際の受渡確認票又は紙マニフェストが産業廃棄物に係る帳簿の記載事項を網羅していれば、これらを時系列的に保存（ファーリング）することで産業廃棄物に係る帳簿の記載に代用できます。

オ 報告徴収・立入検査等

- ① 那覇市長は、産業廃棄物の処理等に関する報告や、産業廃棄物の処理実績など

の報告、各種調査に関する報告等を求めることができます。

- ② 那霸市長は、事業場等に立ち入り、産業廃棄物の処理状況や帳簿書類等を検査することができます。

力 産業廃棄物収集運搬車両の表示義務及び書類の携帯義務

産業廃棄物処理業者が委託を受けて産業廃棄物を収集運搬する場合、次の表示義務及び書類の携帯義務があります。

○表示義務

〈表示義務の例〉

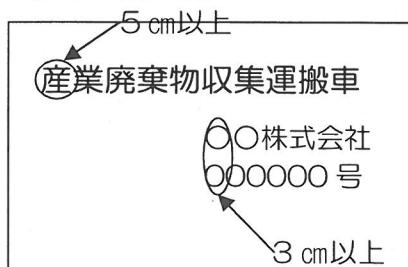
次の事項を、車両の両側面に表示する必要があります。

- ①産業廃棄物を収集運搬している車両である旨
- ②業者名
- ③許可番号（下6桁）

注1) 個人で許可を受けている場合、個人名の表示が必要です。屋号のみの表示はできません。

注2) 許可番号は11桁の表示でも構いません。

〈表示義務の例〉



○書類携帯義務

産業廃棄物を収集運搬する車両には、次の書類を携帯する義務があります。

- ①許可証の写し
- ②マニフェスト

キ 産業廃棄物の保管場所における掲示板

- 産業廃棄物収集運搬業者の積替え保管施設には、場所の表示を行う必要があります。積替え保管場所に合わせて、表示の大きさを設定し、許可証等を基に必要事項を記載した後、見やすい場所に表示して下さい。

〔表示例〕

産業廃棄物積替保管場所		
管理者		
連絡先		
種類		
保管量	高さ	
関係者以外立入禁止		

※ 縦横60cm以上